

# 売掛債権の保全、してますか？

取引信用保険が貴社の債権管理のお役に立ちます！

取引先が倒産し、代金が回収できない。



売上代金債権の貸倒損失リスクを保全したい。

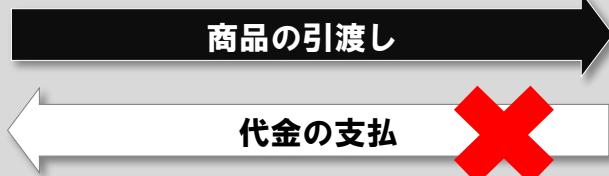


新規取引先を開拓したいが与信手段がない。



## 取引信用保険とは

取引先の「**倒産**」や「**経営破綻等による払遅延**」によって売掛債権が回収できない場合に、保険金をお支払いします。



取引先



### 倒産

債務者の破産手続開始等の法的倒産および手形交換所の取引停止処分などをいいます。

### 経営破綻等による支払遅延

支払期日より一定期間（通常は支払期日より3か月）を過ぎても支払いがされず、かつ、代金回収の見込みがない状態（企業の事業停止などの経営破綻等により事業継続不可となったこと）をいいます。

（注）保険金支払い時に、当社に債権を譲渡していただきます。

## この保険の特長

- 貸倒金額の一定部分を保険金として受け取ることで、キャッシュフローの安定化が図れます。
- リスクの自社許容額引上げにより、ビジネスチャンスを拡大できます。
- 保険会社のリスク審査を活用し、自社の与信管理の向上に活用できます。
- 取引金融機関等の対外信用力が向上します。



## 保険料の例

業種	卸売業	年間売上高	15億円
取引先数	95社	取扱商品	PC周辺機器類

### 契約条件

- 保険期間：1年間
- 契約方式：支払限度額方式

- 保険の対象：保険期間中に被保険者が販売した商品にかかる売上代金債権
- 保険期間中の総支払限度額：1億円

- 免責金額：なし
- 縮小支払割合：95%

符号	取引先名 (債務者)	本社住所	年間売上高	債権残高	決済サイト
1	A社	東京都中央区…	300百万円	80百万円	90日
2	B社	大阪府大阪市…	200百万円	50百万円	120日
3	C社	北海道札幌市…	100百万円	20百万円	60日
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
95	T社	福岡県福岡市…	3百万円	1百万円	150日

合計

1,500百万円

350百万円

合計

280百万円

債務者支払限度額の合計 × 適用料率 = 年間保険料です。

### 当社が取引ごとの審査を実施

債務者 支払限度額
80百万円
30百万円
20百万円
⋮
0百万円

### 審査結果

- 満額与信
- 減額与信
- 満額与信
- 引受不可

適用料率  
1.05%  
(=10.5%)

年間保険料

2,940,000円

### ご注意

- 契約者の業種に制限はありませんが、**取引先については一部引受けを制限している業種があります。**
- 取引先数、取引金額、取引条件によっては、リスク分散がされない等の理由により、お見積りをお断りする場合があります。
- ご不明な点は、当社までお問合せください。

## ご契約にあたって

### 対象となる取引先

原則、**すべての取引先をこの保険の対象**としていただきます。

**一定の規則性**を維持できる範囲で一部の取引先を対象とすることも可能ですが、任意の取引先のみをこの保険の対象とすることはできません。

#### 一定の規則性の例

- 債権残高（または取引高）の大きさ（順位）の区分により、一部の取引先を保険の対象とする
- 特定の商品のみを保険の対象とする
- 事業所単位で保険契約を締結し、その事業所の取引先のみを保険の対象とする

など

### 対象となる債権

**継続的な売買契約**に基づく売上代金債権または**継続的な販売委託契約**に基づく売上代金の精算に関する債権のうち、保険期間中に引き渡された商品にかかる債権が保険の対象となります。

#### 対象とならない債権

- 継続的な売買契約に基づく売上代金債権または継続的な販売委託契約に基づく売上代金の精算に関する債権以外の債権
- 代金決済の締切日の翌日から代金の支払期日までの期間が180日を超える債権

など

請負契約における債権等を対象とすることはできません。

このチラシは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「取引信用保険のご案内」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特約集をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合せください。

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

## あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1  
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

●ご相談・お申込先



セイノーフィナンシャル株式会社

(240215) (2024年2月承認) GB23-300242 [QS33]